サイバーセキュリティ協議会の「規約」等の概要

I 骨格

○ 全ての構成員を対象とした「協議会規約」と、一部の構成員を対象とした「タスクフォース規則」 とに分かれる。

|II 協議会全体の通則(協議会規約)

- 1 協議会の運営関係
- (1) 協議会の内部組織は、「総会」、「運営委員会」「事務局」の3つ(第4章)
- (2) 総会は、全ての構成員で構成
 - ①規約の改正は総会議決事項(10② I)
 - ②電子的手段による開催も可(10⑦)
- (3) 運営委員会は、「本部長等」(CS 戦略本部長(内閣官房長官)及びその委嘱を受けた国務大臣)により運営(11②)
 - ①電子的手段による開催も可(11⑦)
 - ②実際の業務は NISC 副センター長及び戦略本部員閣僚の課長級の専決事項とすることを想定
- (4) 事務局は、NISC (協議会の庶務) 及び政令指定法人 JPCERT/CC (連絡調整) により運営 (12)

2 協議会の構成員

- (1)協議会の構成員は、「本部長等 | 及び「加入構成員 | に分かれる(2 Ⅲ・Ⅳ、5)
- (2) 構成員になろうとする者は、原則として、運営委員会の承認を得て加入構成員となる(6①、11 ③ I)
- (3)構成員は、協議会事務従事者のうち、協議会の情報を取り扱う者を全て登録しなければならない (登録事務従事者)(2 V、VのII、6 ⑥)
- (4)構成員は、登録事務従事者に対し緊急時の迅速な対応の権限をあらかじめ付与するよう努める(6 ⑦)
- (5) 構成員の名簿は公表される。ただし、公表を望まない加入構成員については記載しない(25)
- 3 情報提供等協力の求め (第7章等)
- (1) 法第 17 条第 3 項の規定に基づく情報提供等の協力の求めは、大規模なサイバー攻撃の発生等の場合に限定(23)
- (2)協力の求めは、運営委員会の議決により行う(11③IV)

4 情報共有活動

- (1) 協議会における情報共有は、JPCERT/CC が指定する協議会システム (CISTA システム等) を利用 (2 XIII、14①)
- (2)協議会の庶務を処理する NISC 基本戦略第2グループは、原則として、協議会システムへの投稿 にアクセスしない (14③)

- (3) 事務局は、その取扱う情報を、協議会の活動目的以外の目的で利用してはならない(19①) 構成員は、原則として、協議会から提供された情報を、自らのサイバーセキュリティを確保する 目的以外の目的で利用してはならない(19②)
- (4)構成員は、任意に行う情報の提供に際し、共有範囲を指定することができる(17①、19②) 事務局を含め、何人も、当該構成員の同意を得ることなく、当該共有範囲を超えて情報の共有を 行ってはならない(17①)
- (5) 事務局は、構成員への情報の提供に際し、共有範囲を指定することができる(17②、③)
- (6) 構成員は、原則として、構成員となったとき、併せて、協議会とは別の事業として JPCERT/CC が提供する早期警戒情報提供サービス(JPCERT/CC 脅威情報分析支援サービスを想定)の登録を受けたものとみなす(2 XIV、15①)

Ⅲ タスクフォースの特則(協議会規約第 24 条等、タスクフォース規則)

- (1)協議会に、協議会の活動に積極的に貢献する意欲と能力を有する構成員のみが参加するタスクフォースを置く。
- (2) 外国の法人等は、原則として24条タスクフォースには参加できない。
- (3) タスクフォースの内部の取り決めはタスクフォースに参加する構成員による自治運営に委ねられる。
- (4) タスクフォースに参加する構成員は、以下の2つに分類される。
- ①第一類構成員

他の第一類構成員等から提供される情報に対するフィードバックを積極的に行うことに加え、自らも積極的に情報を提供する。

②第二類構成員

第一類構成員等から提供される情報に対するフィードバックを積極的に行う。

(5) タスクフォースに参加する構成員になろうとする者は、タスクフォースの承認を得て、第一類構成員又は第二類構成員となる。

以上